

令和4年6月から児童手当の制度が一部変更になります。

大切な2つのお知らせです。必ずご確認ください！！

1 特例給付の支給について【所得上限限度額】が設けられます

⇒所得額により手当が支給がされない場合があります。

2 現況届の提出が原則不要になります

⇒毎年6月に提出していた現況届が原則、不要になります。

- ・提出が必要な一部の受給者については、裏面(2)をご確認ください。
- ・自治体により異なる場合がありますので、各自治体にご確認ください。

※現況届は、毎年6月1日の状況を把握し、6月分以降の手当を引き続き受ける要件(児童の監護状況や生計関係など)を満たしているか確認するものです。

(1) 所得上限限度額について

令和4年10月支給分から、児童を養育している方の所得が下記表の②所得上限限度額以上の場合、児童手当等(児童手当及び特例給付)は支給されません。

【注】児童手当等が支給されなくなった次年度以降に所得額が、上限限度額未満となった場合は支給対象となりますので、改めて児童手当の手続きが必要となりますのでご注意ください。

※児童を養育している方の所得が、下記表の

- ・①未満の場合 → 児童手当(児童1人につき月額10,000円又は15,000円)
- ・①以上②未満の場合 → 法律の附則に基づく特例給付(児童1人当たり月額一律5,000円)を支給します。
- ・②以上の場合 → 支給なし

| 扶養親族等の数(カッコ内は例) | ①所得制限限度額 | | ②所得上限限度額 | |
|----------------------------|----------|------------|----------|------------|
| | 所得額(万円) | 収入額の目安(万円) | 所得額(万円) | 収入額の目安(万円) |
| 0人(前年未だに児童が生まれていない場合等) | 622 | 833.3 | 858 | 1,071 |
| 1人(児童1人の場合等) | 660 | 875.6 | 896 | 1,124 |
| 2人(児童1人+年収103万円以下の配偶者の場合等) | 698 | 917.8 | 934 | 1,162 |
| 3人(児童2人+年収103万円以下の配偶者の場合等) | 736 | 960 | 972 | 1,200 |
| 4人(児童3人+年収103万円以下の配偶者の場合等) | 774 | 1,002 | 1,010 | 1,238 |
| 5人(児童4人+年収103万円以下の配偶者の場合等) | 812 | 1,040 | 1,048 | 1,276 |

※扶養親族等の数は、所得税法上の同一生計配偶者及び扶養親族(里親などに委託されている児童や施設に入所している児童を除きます。以下、「扶養親族等」といいます。)並びに扶養親族等でない児童で前年の12月31日において生計を維持したものの数をいいます。扶養親族等の数に応じて、限度額(所得額ベース)は、1人につき38万円(扶養親族等が同一生計配偶者(70歳以上の者に限ります。))又は老人扶養親族であるときは44万円)を加算した額となります。

※「収入額の目安」は、給与収入のみで計算しています。あくまで目安であり、実際は給与所得控除や医療費控除、雑損控除等を控除した後の所得額で所得制限を確認します。

裏面に続きます。必ずご確認ください！

(2) 現況届について

(ア) 斜里町では、令和4年度から受給者の現況を公簿等で確認できる場合は、現況届の提出を不要とします。

※ただし、以下の方は、引き続き現況届の提出が必要です。

【現況届の提出が必要な方（令和4年6月以降）】

- ① 配偶者からの暴力等により、住民票の住所地が斜里町と異なる方
- ② 支給要件児童の戸籍がない方（無戸籍）
- ③ 離婚協議中で配偶者と別居されている方
- ④ 法人である未成年後見人、里親・施設等の受給者の方
- ⑤ その他、斜里町から提出の案内があった方

【注】6月1日時点の現況を町が公簿等で確認できない場合、現況届の提出が必要となります。

※現況届の提出が必要な方には、6月に町から現況届を送付しますので期日までにご提出ください。

期日までの提出がない場合、6月分以降の手当が受けられなくなります。

重要

(イ) 以下の変更事項があった場合、別途手続きが必要です。

※児童手当等を受けている方で、以下の変更が生じた場合は、すみやかにお手続きください！

- ① 新たに児童が生まれたとき
- ② 受給者・配偶者・児童の住所や氏名が変わったとき（市外・海外転出を含む）
- ③ 児童を養育しなくなったとき
- ④ 受給者が離婚したとき、または結婚したとき
- ⑤ 受給者の加入する年金が変わったとき（受給者が公務員になったときを含む）
- ⑥ 国内で児童を養育している者が、海外在住の父母から「父母指定者」の指定を受けるとき
- ⑦ 受給者・児童が死亡したとき

【注1】変更が生じた場合、変更が生じた翌日から15日以内に届け出が必要です。

（例）出生の場合→「誕生日」の翌日から15日以内／市外転出の場合→「転出予定日」の翌日から15日以内

【注2】必要な届出が遅れた場合、遅れた月分の手当は受給できません。

【注3】必要な届出が遅れたために、過払いが発生した場合は、過払い分を返還していただきます。

公務員の場合は、勤務先から児童手当が支給されます。

以下の場合、その翌日から**15日以内**に現住所の市区町村と勤務先に届出・申請をしてください。

- 公務員になった場合
- 退職等により、公務員でなくなった場合
- 公務員ではあるが、勤務先の官署に変更がある場合

【注1】必要な届出が遅れた場合、遅れた月分の手当は受給できません。

【注2】必要な届出が遅れたために、過払いが発生した場合は、過払い分を返還していただきます。

お問い合わせは・・・

斜里町役場民生部こども支援課 窓口

電話：0152-26-8315（受付時間：平日8：45～17：30）